

働き方改革関連情報

・有給休暇を確実に消化させなければなりません。

有給休暇の時季を指定し、年に5日確実に取得させないと法律違反です。
(年間10日以上付与される労働者が対象)

※労働者自らが5日取得した場合は使用者による時季指定は不要ですが、違反した場合は30万円の罰金が科せられます。

『年次有給休暇が付与される要件』

雇用日から6か月継続勤務 + 全労働日の8割以上出勤

☆通常の労働者の付与日数

勤続年数	6か月	1年半	2年半	3年半	4年半	5年半	6年半以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

☆週所定労働日数が4日以下かつ週の所定労働時間が30時間未満の労働者

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤続年数						
			6か月	1年半	2年半	3年半	4年半	5年半	6年半以上
付与日数	4日	169日~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

・時間外労働又は休日労働を行わせるには『36協定届』を作成し所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

36協定を締結せずに残業や休日労働をさせると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。

厚生労働省のホームページに36協定届作成支援ツールがありますのでご利用下さい。

確定申告の申告・納付期限が延長されました

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記に延長されました。

所得税の申告・納付期限3月15日(月)⇒4月15日(木)

消費税の申告・納付期限3月31日(水)⇒4月15日(木)

口座振替納付は所得税が5月31日、消費税は5月24日になります。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売り上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者に一時支援金が給付されます。

給付対象：2019又は2020年対比で2021年の1月か2月か3月の売上が50%以上減少

給付額：中小法人上限60万円。個人事業者上限30万

申請受付期間：2021年3月8日～5月31日。詳細は商工会までお問合せ下さい。

消費税の税込価格(総額表示)の義務化

令和3年4月1日より事業者が消費者に対して行う価格表示は税込価格の表示が必要です。(チラシ・カタログ・値札・棚札等全ての表示)

☆総額表示に該当

・税込価格 10,780円(税率10%)の商品の場合

※支払金額である消費税額を含む価格を一目で分かるように表示が必要

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(税抜価格9800円)

10,780円(うち税980円)

9,800円(税込10,780円)

パートタイム・有期雇用労働法が2021年4月1日より適用

・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が求められます。

1. 不合理な待遇差の禁止
正社員と短時間・有期雇用労働者との間で。基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設ける事の禁止
2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
短時間・有期雇用労働者から正社員との待遇差の理由を求められた場合、説明しなければなりません。

土地の登記の義務化が検討されています。

- ・相続不動産の取得を知ってから3年以内に所有権移転登記の義務化
 - ・移転などで名義人の住所や氏名が変わってから2年以内の変更登記義務化
- ※正当な理由がなく怠れば、それぞれ10万円以下と5万円以下の過料を科す。
上記改正案が閣議決定され今国会での成立が予定されています。

新入会員のご紹介

(令和3年1月の理事会で承認された方のご紹介です。)

1.事業所名 2.代表者(敬称略) 3.業種 4.住所

1. ほっこりんく 2. 神谷 佳世子 3. カウンセリング
4. 精華台4-15

1. トレーニングジム D'gra 2. 太田研二 3. ジム
4. 狛田1丁目11

1. appleman design 2. 羽賀 貴雄 3. Web デザイナー
4. 下狛下新庄62-2

会員増強キャンペーンを継続実施中
紹介して頂いた方が加入されると、紹介者と加入者に5千円分の謝礼を致します。

コロナ関連金融商品の紹介(コロナの影響で売上減少の中小企業者向け)

・新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

融資限度額 : 8,000万円(無担保)(利子補給制度適用は6,000万円)

融資期間 : 運転資金15年、設備資金20年

利子補給 : 要件を満たせば6,000万まで当初3年間は実質無利子化

・京都府『新型コロナウイルス感染症対応資金』

融資限度額 : 6,000万円(無担保)※原則法人代表者以外の連帯保証は不要

融資期間 : 設備・運転資金とも10年

融資利率 : 0.9%(固定)他に保証料率0.85~1.05%

※売上減少:個人5%、法人15%減を満たせば、3年間利息・全期間保証料補給)

約束手形の利用は2026年に廃止される方向で検討中

約束手形の利用廃止を2026年までに廃止する方針が検討されています。
現在下請法の運用ルールで、支払期限を繊維業は90日以内、その他の業種は120日以内と規定されています。

21年3月末までに制度を改正し、支払期限を60日に短縮させる方針。

24年を目途に徹底し、26年までに手形の利用の廃止を目指しています。

☆約束手形利用廃止に向けた流れ(検討)

2021年3月末まで	下請法の運用ルールを改正し、支払期限を60日に短縮
2021年夏をめぐり	産業界・金融機関が利用廃止に向けた計画を策定するよう要請
2024年めぐり	60日の支払期限を徹底
2026年まで	手形の利用廃止

精華町役場独自の給付金 締切迫る!!

コロナ関連の融資や補助金を活用した事業者への給付金締切は、3/31(水)迄です。
ご注意ください。

編集後記

昨年度末に新型コロナウイルスが発生した時には、1年以上も継続するとは夢にも
思いませんでした。未だに終息の目途が立たない状況にあります。

コロナ禍において、経済活動・日常生活が一変し、多大な影響が出ましたが、この経験をもって日常を見直す前向きな機会ととらえて進む事も必要だと感じています。

経営支援員 山本 佳市